

業務指示書

南スーダン国ジュバ廃棄物管理改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月13日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月19日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること）を求めるない。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、専業務主任者（副総括）の配置は認めておりません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）、においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／現況把握調査・廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：南スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 組織体制分析】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理分野又は組織体制分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：南スーダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画1／収集・運搬計画】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理機材に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

住民意識調査に係る現地再委託（再委託しない場合は同調査に係る直接経費）

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence CPU）」登録料として、同額滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(SSP1 = 3.4159 円 , US\$1 = 110.333 円 , EUR1 = 122.6000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期：～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：JICA本部（麹町）会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
- c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／現況把握調査・廃棄物管理計画

組織体制分析

機材計画1／収集・運搬計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、 2016年8月8日(月) までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
南スーダン国 ジュバ廃棄物管理改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任／現況把握調査・廃棄物管理計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 組織体制分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材計画1／収集・運搬計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

南スーダン共和国の首都ジュバ市及び近郊は、推定約150万人の人口を擁し、2015年の1日当たり廃棄物発生量は約1,094トンと推計されている。そして今後は、人口増加及び都市化によって、更に廃棄物発生量が増加していくことが見込まれ、2021年の1日当たり廃棄物発生量は約1,235トンに達すると推計されている。

同市は、JICA技術協力プロジェクト「ジュバ廃棄物管理能力強化プロジェクト」(2011～2014年)で整備した最終処分場(管理はレジャフ郡庁が担当)を有しており、また、2012年に中古のコンパクタ車を10台購入し、収集料金の徴収を前提とした廃棄物収集事業を運営している。しかしながら、その能力は限られており、廃棄物の収集がなされるのは国際機関、政府機関、主要市場、幹線道路沿いの住宅地等の限定された施設・地域に留まり、2015年のジュバ市の廃棄物収集率は20%以下と推定されている。このため、廃棄物の多くが市内に滞留し、特に低所得者住居地域を中心に劣悪な衛生環境や感染症発生リスクの原因となっている。係る状況下、ジュバ市では上述の技術協力を通じ、廃棄物管理委員会を設立するとともに、2023年において収集率34%を達成することを目標とする廃棄物管理計画を作成し、機材の追加調達等を通じた廃棄物管理能力強化を計画している。

上記のような背景から、南スーダン共和国政府は、我が国に対し、「ジュバ廃棄物管理改善計画」(以下、本計画)を要請した。本計画は、ジュバ市が目標とする廃棄物管理の強化に貢献するとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」ターゲット11.6の「都市廃棄物の収集率・適切な最終処分率」向上に資するものである。

本準備調査では、本計画の必要性・妥当性を詳細に検討するため、先ず現況把握及びジュバ市廃棄物管理マスターplan(案)を作成し、その後、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 上位目標

ジュバ市において廃棄物管理サービスが持続的に実施され、同市の衛生環境が改善する。

(2) 事業目標

ジュバ市において廃棄物収集・運搬体制及び最終処分場運営体制が改善される。

(3) 成果

ジュバ市において廃棄物収集及び最終処分場運営の効率化を図るために必要な機材が整備される。

(4) 事業概要

1) 当初要請内容

【施設】維持管理ワークショップ

【機材】廃棄物収集車、エクスカベーター、ダンプトラック、巡回用4輪駆動車
スペアパーツ、修理機材

このうち【施設】維持管理ワークショップは、JICAによる先方実施機関との協議の結果、無償資金協力には含めず、2017年度下半期より開始予定の技術協力プロジェク

トの中で整備することを確認済み。

2) 要請以外の調査・検討対象機材

【機材】ローダー、コンテナ、維持管理機材（高圧洗浄機等）

(5) 対象サイト

南スーダン国ジュバ市

(6) 関係官庁・機関

1) 監督官庁：環境省、州環境省

2) 実施機関：ジュバ市役所（廃棄物収集運搬事業）、レジャフ郡庁（最終処分場管理事業）

(7) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

1) 技術協力

・ジュバ廃棄物管理能力強化プロジェクト（2011年～2014年）

3. 業務の目的

ジュバ市の廃棄物管理の背景と現況を把握し、その抜本的な改善のためのマスタープラン（案）を作成した上で、一般無償資金協力の活用を前提として、事業の目的・目標及び内容を設定し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うと共に、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することとする。

4. 業務の範囲

本準備調査は、廃棄物管理事業に係る基本的な情報を調査した上で、中長期的な予測を行い、ジュバ市の廃棄物管理事業の効果的で効率的な改善を行っていくためのマスタープラン（案）を先ず策定する。

その上で、南スーダン国から要請のあった「ジュバ廃棄物管理改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構が南スーダン国側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

なお、本調査において対象とする「廃棄物」とは、ジュバ市に存在する居住者、商店、事業所、各種公共施設などから排出される全ての固形廃棄物を指すこととし、当面、一般廃棄物・産業廃棄物の区別はしない。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本準備調査においては、①マスタープラン作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第1回現地調査、②マスタープラン（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を

得るため、③概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第2回現地調査、④準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るために第3回現地調査の計3回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

（2）計画内容の確認プロセス

本準備調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、当機構が開催する会議に参加し、内容を確認することとする。

- 1) 第2回現地調査派遣前：調査の内容を取りまとめた「マスタープラン（案）」に基づき、計画内容を確認する。
- 2) 第2回現地調査帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画の方向性を協議、確認する。（ガレージ・整備工場は本計画に含まれないため設計・積算方針会議の対象外）
- 3) 第3回現地調査派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（3）協力対象機材

本準備調査の検討対象は、先方機関から要請のあった機材を基本とするが、その他関連及び周辺機材など本事業の目標に合致するものがあれば、本準備調査において、その必要性、妥当性を検討する。

（4）計画コンポーネント優先順位の確認

本計画の実施段階にあたっては、入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、機材の優先順位及びスコープカットのリスクについて、南スーダン側と十分協議を行った上で確認を行う。その他要請されていないが必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。

（5）報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従う。

（6）民間収集業者との分担の確認

現在ジュバ市では、市保有の5台（6トン積載）のコンパクター車及び、ジュバ市から営業ライセンスを受けた民間事業者の16台のオープントラック（2-2.5トン積載）が、収集運搬に従事している。民間事業者は、ジュバ市から営業ライセンスを取得し、主にホテル、レストラン等の大型発生源を顧客とした廃棄物ビジネスを行っている。現状では、廃棄物総発生量に対し収集運搬能力が官民併せて極めて不足していることは明らかであるが、本計画による機材調達は、結果として民間収集業者のビジネスを圧迫していく可能性も懸念される。

そのため、ジュバ市当局への無償資金協力による収集運搬車両調達後の民間収集業者との役割分担を確認し、必要に応じて官民の調整や分担などをジュバ市に提言する。

(7) 対象機材の選定及び数量決定に必要な情報の収集

無償資金協力における収集運搬車両の想定投入規模については、現在の収集運搬サービスの状況に鑑み、ごみ発生量やごみの流れ実態など現状把握調査結果にもとづいて、未サービス地域へのサービスの展開のために必要な車両数を検討する。また併せて、効率的な収集・運搬や維持管理の観点から、ジュバ市内においてメンテナンスの可能なコンパクターまたはオープン・トラックの選定を行う。

また、現在のジュバ市内の廃棄物の不法投棄や堆積状況に鑑み、市郊外の最終処分場の修復のための重機（バックホー・ローダーやダンプトラックなど）が必要であり、無償資金協力もしくは技術協力にて対応することを、マスタープランの中で検討する必要がある。

さらに、先方が無償資金協力として要請している廃棄物管理事業の現場モニタリングのための機材（ランドクルーザー）は、インスペクション用のオートバイを環境衛生局が独自調達しているところ、必要性や用途を特定し適正なインスペクションが行える体制とする必要がある。

(8) 最終処分場の確認

先行の技術協力プロジェクトの中で改善を支援した最終処分場の運営管理の現況を確認し、今後必要とされる無償資金協力機材の選定及び数量決定、運営管理技術上の課題を整理のうえ、最終処分場の最終処分場延命化等の必要性の検討を行う。なお、最終処分場の所轄はジュバ市環境衛生局ではなく、隣接するレジャフ郡当局であることに留意し、その運営管理実施体制や財政状況について現況調査を行う。ただし最終処分場は、廃棄物管理事業の効果発現の観点から重要な役割を担うものの、ジュバ市郊外（レベル4：退避勧告地域）に位置しており、業務渡航禁止となっている。JICA事務所安全対策アドバイザーによるセキュリティ・レポートによれば、現時点でも日中の訪問であれば可能な治安状況と考えられ、2016年4月に元反政府勢力を含む統一政府が成立したことを踏まえ、業務渡航基準の引き下げの可能性が検討されているが、本準備調査期間中に同基準が下がらない場合は、ソフトコンポーネントの対象とはせず、自助努力での維持管理の可能な機材の調達のみ行うことも検討する。

(9) 対象エリアの確認

2016年より行政区画の変更が行われており、州・郡・市の境界線が改訂された。この新たな行政区画や境界線にもとづくジュバ市の廃棄物収集対象エリアについて確認し、ジュバ市及び周辺各自治体の責任、役割、負担事項が曖昧とならないように注意する。この新たな廃棄物収集対象エリアについて、効率的な収集・運搬計画を立てる。

(10) 新規技術協力プロジェクトとの相乗効果の確保

本無償資金協力と並行して、2017年度下半期より技術協力プロジェクトも開始する予定である。そのため、協力準備調査の中で作成するマスタープランでは、本無償資金協力で行うソフトコンポーネントと技術協力プロジェクトの技術協力内容との分担整理と相乗効果を図るよう、技術協力プロジェクトの協力内容骨子の検討も行い提言すること。

また、南スーダンにおいては、給水、教育、ガバナンス等の他セクターのプロジェクトを実施中または形成中である。南スーダン事務所より、これらの情報を得て、本プロジェクトとの相乗効果を検討し、内容について提言すること。

(11) 車両整備工場の概略設計の実施

要請書では、収集運搬車両のガレージ及び整備工場を、無償資金協力により整備することが要請されている。しかし、当課から派遣したコンタクト・ミッション（2016年3月）の結果、協力内容・規模の観点から、無償資金協力による投入に馴染まないと判断し、技術協力プロジェクトの中で整備する予定である。整備工場については、車両の基礎的な点検と整備が行われ、故障を未然に予防することを主眼とする規模とする。またスペアパーツを適正に管理しうるストアルームを設置することが不可欠である。輸入パーツ等や高度の整備機材を必要とする大規模な故障修理については、民間へのアウトソーシングにより対応することとし、高度な技術の移転は考慮しない。

そのため本準備調査では、本ガレージ及び整備工場の建設を、新規技術協力プロジェクトの中で調達するための概略設計図及び施工計画を作成する（現在のところボーリングなど地盤調査の必要性は認められないものの、準備調査の中で必要性を確認した場合は、当機構に相談すること）。なお、詳細設計、照査、入札手続（入札図書作成含む）、施工監理は、新規技術協力プロジェクトの中で行う。また、実施機関による技術員（メカニック）の適切な配置、電気・水道の供給など相手側負担事項を明確化する。

(12) 現地における関連機材のメンテナンス及びスペアパーツ供給体制

機材の仕様等によっては南スーダン国内でのメンテナンスやスペアパーツ供給に困難が想定されるため、機材の維持管理に必要な南スーダン国内の代理店・メーカー等の活動状況、スペアパーツの入手可能性について情報収集を行い、適切な仕様やメンテナンス体制を提案する。調達するスペアパーツの数量も、類似案件にも増して十分な量とすること。

また、本計画による事業効果の確保のためには、持続的なメンテナンス体制の整備が不可欠となる。そのため未舗装地帯が多いなど、ジュバ市の過酷な道路特性等を考慮し、将来的な故障発生要因と対処方法を検討する。さらに内陸国、かつ脆弱国そのため、自国内でのスペアパーツ共有体制の確保は非常に困難と予測されることから、将来的な経営・財務計画に鑑みて、第三国調査も念頭に持続的な体制を検討すること。

(13) 意識啓発・環境教育

ジュバでは、ごみ問題に対する住民の意識は低く、一連の協力を通じて、ジュバ市環境衛生局とともに啓発活動を行う必要がある。そのためマスタープラン（案）の中で、今後の環境教育計画を策定するとともに、本準備調査の中で、試験的に住民に対する意識啓発・環境教育事業（1日×複数箇所）を行い、検証を行う。その内容（含む予算）は、プロポーザルにて提案すること。

また、当機構は南スーダンにおいて、無償資金協力「ジュバ市水供給改善計画」や技術協力プロジェクト「都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト」を実施しており、他案件と連携した有効な環境教育の方策について、本準備調査の中で検討すること。

(14) 無償資金協力事業の本体実施工程について

本計画では、廃棄物収集車やエクスカベーターなど性質や用途の異なる複数の機材の調達を想定しており、本体事業の施工計画の立案にあたっては、迅速性、効率性、コスト面、確実性などを総合的に勘案して、最適な工程を提案する。(本案では施設に対する協力は対象外とし、機材のみ対象とする。)

(15) 環境社会配慮について

本計画は機材案件のため、環境社会配慮カテゴリー分類は C である。ただし、最終処分場の将来計画及び改善計画の検討にあたっては、遮水工の施工など浸出水の処理や埋立ガスの回収・利用にも留意して調査を行い、必要に応じ対策を検討し提案する。

(16) 財務・経済分析

ジュバ市環境衛生局は、ジュバ市役所の一部局であるものの、ごみ処理や下水処理による料金収入を運用するため、独自口座 (Special Account) を保有しており、一種の独立採算を取れるシステムが設計されている。そのためマスタープラン (案) の中で、財務・経営計画を検討するに際しては、将来的な料金収集制度のみならず、独自口座の運用方法や真の独立性の確保の方策も検討すること。

(17) 類似案件の知見・教訓の活用

他ドナーや近隣諸国における類似案件がある場合は、当該案件から得られた知見・教訓を本プロジェクトに反映する。

6. 調査の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の解析・検討を行い、事業の全体像及び南スーダンの社会経済状況及び廃棄物管理にかかる取組状況を把握する。調査全体の方針、方法及び現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

廃棄物管理のための機材調達の過去の類似案件に関する調査を行い、成果をレビューして有効性や教訓、長所・短所、無償資金協力実施にあたっての留意事項を取りまとめ、当機構に対して報告する。

ジュバ市役所やその他関係機関と意見・情報交換を行い、機材の選定に関して情報収集を行う。上記の作業を踏まえて、JICAとの契約締結後 30 日以内にインセプション・レポート、質問票及びマスタープラン目次 (案)、準備調査報告書目次 (案) を作成・提出する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員、及び外部有識者らと協力し、インセプション・レポート (調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等) を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

併せて、JICA 団員と協力して我が国無償資金協力スキームを相手国政府関係者等に説明し、

今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担などについて、協議・確認を行う。

(3) マスターplan（案）の作成

急速に人口が集中しつつあるジュバ市において、廃棄物の発生量、ごみ組成、リサイクル、ごみフローなどの基本情報について、必ずしも信頼できるデータが得られない。またジュバ市の廃棄物管理事業実施機関である環境衛生局の事業実施体制、実施能力、法制度・規則・基準、財政についても精査する必要がある。このような廃棄物管理事業に係る基本的な情報を調査した上で、国連環境計画（UNEP）の協力により作成された「国家環境政策（案）」や、過去の技術協力プロジェクトの中で作成した「ジュバ市廃棄物管理計画（案）」を参考しつつ、中長期的な予測を行い、ジュバ市の廃棄物管理事業の効果的で効率的な改善を行っていくため2017年～2027年を目標年次とするマスターplan（案）を先方実施機関と協働で作成する。また作成の際には、マスターplan（案）の実行に係る実施体制の強化及び能力開発も念頭に置くこと。

マスターplan（案）作成のために検討が必要と想定される項目は、以下のとおり。その他に必要と考えられる項目は、プロポーザルにて提案すること。

なおマスターplan（案）の作成にあたっては、ジュバ市ののみならず、環境省や州政府、UNEPなど国連機関、民間の廃棄物収集業者ともコンサルテーションを行うこと。また廃棄物収集の対象地域は、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）など国連機関や国内避難民（IDP）キャンプも含む市内全域とすること。

- 1) ジュバ市の廃棄物に係る現況把握調査結果（ごみ量、ごみ組成、リサイクル、ごみフロー）。なお、調査において有害廃棄物（例えば感染性廃棄物、有毒物質など）のごみフローへの混入が認められたか若しくはその恐れがある場合は、その発生源リストを作成すること。
- 2) 南スーダン国内の廃棄物管理にかかる法令や罰則規定の有無等の情報
- 3) 国（環境庁）、自治体（州、郡、市）、民間企業の廃棄物管理における責任・役割に係るデマケーションの確認
- 4) 基本戦略の作成
- 5) 社会経済フレームワークの設定
- 6) 固形廃棄物発生量及びごみ質の将来推計
- 7) 必要な資源（財源、資機材、人的資源）の特定
- 8) 将来計画（3R、環境教育、財務・経営計画、組織計画、施設計画、運営・維持管理計画、人材育成計画）の策定
- 9) 料金収集システム
- 10) 収集・運搬など廃棄物処理フロー（都市廃棄物以外の産業廃棄物や医療廃棄物、農業廃棄物、建設廃棄物などカテゴリー別）
- 11) 9)における中継基地設置の必要性の検討（単位コストの分析も含む）
- 12) 民間収集業者との役割分担検討
- 13) 最終処分場の将来推計及びウェイストピッカーの処遇の検討
- 14) 優先プロジェクト（無償資金協力及び技術協力プロジェクトを含む）の選定
- 15) 廃棄物管理マスターplan実施に係る事業経費の積算

(4) 運営・維持管理体制調査

上記（3）で作成したマスタープラン（案）を基に、一般無償資金協力で調達する機材の運営・維持管理体制を確認する。

- 1) 南スーダン側の実施機関の運営、維持管理にかかる実施能力（予算、人員、組織体制、技術レベル、保有機材等）を確認する。
- 2) 既存あるいは現在利用していない設備・資機材について、南スーダン国側実施機関による維持管理の状況や資機材の状態を調査（含む現況調査）し、問題点を抽出する。

(5) 設備、機材計画調査

- 1) ジュバ市に適した設備、機材の規模及び種類を検討する。南スーダン国内における環境（特に廃棄物管理）にかかる法令、義務や罰則規定の有無等の基準・情報の収集を行い、計画に反映させる。
- 2) 給電・給配水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にした上で、南スーダン側負担事項を明らかにする。
- 3) 上記結果を踏まえ、本プロジェクトによる設備整備、資機材の調達と改善の必要性及び妥当性を検討した上で、設備、機材の計画を策定する。
- 4) 国（環境庁）、自治体（州、市）、民間企業のデマケーションの確認

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達など）

- 1) 本計画で調達する資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容、スペアパーツの調達可能性等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- 2) その他、調達及び輸入における手続き（プロセス・フロー）及び経費を調査し、そこで想定されるリスクとその回避手段につき検討する。（輸入規制や銀行間取引規制等）
- 3) 特にケニア、ウガンダ等第三国からの資機材調達が多くなることが想定されるため輸送費を含む単価調査は、必要に応じ第三国にて行うことも可とし、プロポーザルで提案すること。合わせて、資機材の輸送経路、荷揚げ港における通関手続き、輸送梱包費等を調査する。
- 4) また、新規技術協力プロジェクトの中で、JICA 南スーダン事務所が工事調達の参考とするため、当該国の現地業者の受注実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、能力・技術力、技術者数、財務力、価格、建設資材の品質等詳細な調査を行う。

(7) 対象設備・機材にかかる概略設計、実施計画の策定、概略事業費の積算

- 1) 無償資金協力の対象機材設置に係る人件費、資機材費等、事業費積算に必要な情報について調査する。
- 2) 無償資金協力の対象機材に係る概略設計・仕様及び実施計画を策定し、概略事業費を積算する。
- 3) 積算にあたっては、機材保守管理契約を含めた場合の積算も検討する。
- 4) 新規技術協力プロジェクトの中で JICA 南スーダン事務所が工事調達するガレー

ジ・整備工場の概略設計・積算

(8) 運営・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

本事業で整備する機材を適切に運用するために必要な南スーダン側の体制を検討する。また、機材の運営・維持管理の計画を策定し、必要となる費用を積算する。その際、毎年必要な点検・維持管理業務・経費、数年単位で必要な維持管理業務・経費、及び機材の更新に必要な業務・経費に分類して整理する。なお保守契約付帯が望ましい機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

(9) 相手国負担事項の概要

相手国負担事項のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトでは、廃棄物収集車運転手や作業員、メカニックなど人的資源をはじめマスター・プランで特定された対応すべき事項がある場合には、手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD（詳細設計）時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は、事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 南スーダン事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて JICA 南スーダン事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 南スーダン事務所へ報告する。

(10) 無償資金協力事業の評価にかかる調査

本事業の成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。また、SDGsへの貢献も合わせて検討する。

事業評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的效果、②定性的効果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の実施前と実施後の効果が測定できるよう、評価指標の収集を徹底する。

(11) ソフトコンポーネント計画の作成

- 1) 機材導入後の円滑な運用開始に向けて必要となる我が国からの技術支援の必要性及び可能性について検討し、JICA と相談の上、必要と判断される場合は機材の標準作業手順書の作成や訓練の提供などのソフトコンポーネント計画を作成する。また、ソフトコンポーネントとは別に、業者が行う初期操作指導、運用指導についても適切に計画する。

- 2) 南スーダン側と協議の上、本事業に関連する支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（2010年版）」を参照のこと。
- 3) ソフトコンポーネント計画の作成にあたっては、「3. 業務の目的」に記載のとおり、今後実施が予定されている技術協力プロジェクト骨子との整合性、関連性、相乗効果等を整理すること。

（12）許認可調査

我が国の輸出貿易管理令等の法令に基づく各機材項目の輸出許可取付等の必要な手続き（プロセス・フロー）及び経費を調査し、そこで想定されるリスクとその回避手段につき検討する。

また、JICA 南スーダン事務所が工事調達する際に必要な当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、同工事実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

（13）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらを最小化すべく、実施時期や役割分担をより詳細化するなどによりコントロールする手法について検討する。

事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面とともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策も検討する。具体的には、相手国負担事業の実施可能性を踏まえた事業スコープの決定、事業実施のタイミングの調整、クリティカルパスにある相手国負担事業の取り込み、運営維持管理にかかる能力強化活動項目の既存技術協力プロジェクトへの追加提言、などである。

（14）協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（15）現地調査結果概要の説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

（16）プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

帰国後 30 日以内を目処に概略設計方針会議を開催し、概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び概略設計方針会議での議論を踏まえて、必要な解析・検討を行い、概略設計概要書、機材仕様書（案）及び概略事業費積算内訳書を作成する。

なお、設計・積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、「同補完編（土木分野、建築分野）及び機材編」（2016年4月）に準拠して積算する。

(17) 協力準備調査報告書（案）の作成

上記国内解析の結果を協力準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容について機構と協議する。

(18) 協力準備調査報告書（案）の現地説明・協議

協力準備調査報告書（案）を南スーダン政府関係者等に説明し、内容について協議・確認を行う。特に、プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮等、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議を行う。

協議の結果、協力準備調査報告書の内容について南スーダン側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させるものとする。

(19) 調査報告書等の作成

南スーダン政府への協力準備調査報告書（案）の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に協力準備調査報告書、調査概要資料、機材仕様書を作成する。なお、協力準備調査報告書、協力準備調査概要資料は、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)、(6)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数の他に、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 5 部
英文 10 部
- (3) マスタープラン（案） : 和文 5 部
英文 15 部
- (4) 現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (5) 準備調査報告書（案） : 和文 8 部
英文 15 部
- (6) 概略事業費積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (7) 概要資料及び同簡易版 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) : 和文（製本版） 3 部及び CD-R 2 枚
英文（製本版） 16 部及び CD-R 2 枚
和文（簡易製本版） 3 部及び CD-R 1 枚
- (9) 機材仕様書 : 和文 3 部 英文 5 部
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚
- (11) 進捗報告書 : 英文 5 部

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (6) については、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」を参照することとする。
- 注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、すべての施工・調達業者との契約完了まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費（含む日本側負担額）を記載していない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 注4) 報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス留め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注6) 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語報告書の作成に当たっては、その表現には十分注意を払い、国際的に通用する外国語文（英語）により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 注7) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（イラン政府、他国、国際機関等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況を収め、無償資金協力による事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真是jpgのファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と合わせて提出する。写真撮影に係る留意点は、以下を参照する。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/info/consultant/16.pdf

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2016年8月下旬より国内事前準備を開始し、同9月には現地調査を開始する。現地調査期間は常時団員をアサインする必要はなく、必要に応じスポット的な現地再委託契約の管理等を含むことも可とする。また、本プロジェクトの資機材は、ケニアやウガンダ等第三国からの調達が多くなることが想定されることから、輸送費を含む適切な見積単価取得のために第三国への単価調査の実施を可とする。これらについて必要な場合は理由とともにプロポーザルに記すこと。

マスター・プラン（案）検討会は2017年2～3月に、無償資金協力事業のための現地調査報告会は2017年3月に予定している。以後、国内解析を実施し、2017年6月までに準備調査報告書案及び概要資料（簡略版）を作成し、2017年7月までに概要資料を作成する。2017年8月には現地概要説明（概略設計概要説明調査）を行い、2017年10月までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量目途と業務従事者の構成

（1）業務量目途：

全体：約29M/M

（2）業務従事者の構成

業務主任／現況把握調査・廃棄物管理計画（2号）

組織体制分析（3号）

機材計画1／収集・運搬計画（3号）

機材計画2／最終処分場計画

財務・経済分析

施設設計

意識啓発／環境教育

調達計画／積算

注）調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

（3）環境社会配慮、自然条件調査、交通調査等に係る現地傭人

業務従事者の補助として、現地再委託契約の他に、現地での傭上を必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、業務内容についてプロポーザルに記載すること。

3. 対象国の便宜供与

免税措置、C/Pの配置、サイト視察への同行、執務スペース提供等

*執務スペースのみジュバ市環境衛生局内に提供される予定。

（固定電話/FAX やインターネット環境の提供は無い）

*デスク及び椅子はJICA南スーダン事務所にて現地調達する予定。

4. 配布資料および参考資料

（1）配布資料

- ・無償資金協力要請書
- ・コンタクト・ミッション収集資料

- ・アフリカ地域廃棄物分野における戦略的支援情報収集・確認調査最終報告書（2013年）

（2）参考資料

*以下の報告書について、JICA図書館よりダウンロード可能のため各自参照のこと。

- ・2014年 ジュバ廃棄物管理能力強化プロジェクト プロジェクト業務完了報告書

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12182465.pdf)

- ・2014年 ジュバ廃棄物管理能力強化プロジェクト 技術協力成果品

(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12182473.pdf)

5. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

（1）現地調査（第1回）

- 1) 団員構成：(ア) 総括（JICA）

(イ) 計画管理（JICA）

- 2) 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、マスタープラン作成及び本計画の内容検討の方針を確認する（約5日間）。

（2）現地調査（第2回）

- 1) 団員構成：(ア) 総括（JICA）

(イ) 計画管理（JICA）

- 2) 調査行程：

マスタープラン（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行う。そして相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる（約10日間）。

（3）概略設計概要説明調査

- 1) 団員構成：(ア) 総括（JICA）

(イ) 計画管理（JICA）

- 2) 調査行程：

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる（約10日間）。

6. 現地再委託

本調査で行われる業務について、特に以下の項目については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

・住民意識調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、可能な限り現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候

補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

7. 別見積もり

上記「6. 現地再委託」については現時点での業務量が明確に出来ず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積もり価格を分けて提示すること。

8. その他留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画を明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に際し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所、在南スーダン日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、ジュバ市内における宿泊場所は、JICA の定める宿泊施設とし、宿泊施設に対する予約及び支払いは JICA 南スーダン事務所が行うところ、現地調査日程は前広に JICA 南スーダン事務所に連絡すること。

(5) 安全対策経費

ア 一般業務費等の直接経費

コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるるものとし、当該経費の見積もりは別見積もりとし、価格加味の対象とはしない。

(ア) 警備員傭上、安全対策設備費等

(イ) 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）

(ウ) 各種保険契約（現地輸送、生命保険（ナショナルスタッフ）、戦争特約等）

イ 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

ウ 一般管理費等率

本案件は、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率を10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとする。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上